

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
 休日には、そ
がと日
る翌日
 当たの

鳥取県告示第六百五十一号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（〃）

被爆者一般疾病医療機関の所在地等の変更（〃）

保険薬剤師の登録（保険課）

飼料の試験の結果の概要（畜産課）

土地改良法による換地計画の決定（農村整備課）

県道の区域の変更（道路課）

一般国道の供用の開始（〃）

公 告 林業改良指導員資格試験の合格者（林務課）

告 示

鳥取県告示第六百五十二号
 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中田歯科医院	米子市尾高二七四一―四	平成十年八月一日
篠原歯科医院	日野郡溝口町溝口一〇一三	平成十年七月一日
鳥取薬局	鳥取市相生町二丁目五一	平成十年八月十日
有限会社アド調剤薬局	米子市東町一九二一	平成十年七月二十三日
訪問看護ステーションくらよし	倉吉市山根四三	平成十年九月一日

鳥取県告示第六百五十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十九号）第十九条第二項の規定に基づき、次とおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
アド調剤薬局	米子市東町一九二一	平成十年七月二十二日

鳥取県告示第六百五十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）

第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地等を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において

て準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
境港市上道七二三	所在地	境港市上道町七二一 三番次一地	境港市上道町七二一 三	平成十年七月二十日
医療法人中西医院	所在地	鳥取市西品治八一 七一五	鳥取市西品治八一 九一三	平成十年七月二十日
鳥取市西品治八一 七一五	所在地	鳥取市西品治七四 九一三	鳥取市西品治八一 七一五	平成十年九月一日
堀内歯科医院	及び名称	堀内診療所歯科	堀内歯科医院	平成十年九月一日
鳥取市湖山町北六 丁目三三〇一一六	所在地	鳥取市湖山町北六 丁目四〇三	鳥取市湖山町北六 丁目三三〇一一六	平成十年九月二十日
今宮歯科クリニック	所在地	鳥取市湖山町北六 丁目三三〇一一六	鳥取市湖山町北六 平成十年九月二十日	平成十年九月二十日

鳥取県告示第六百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次とおり告示する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成十年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山上 麻衣子	鳥葉一一〇六	平成十年九月七日
山地 啓子	鳥葉一一〇七	平成十年九月九日

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	備考
倉敷市 西日本くみあい 飼料株式会社 水島工場	東伯郡大栄町大字妻波1725-2 鳥取中央農業協同組合 大栄町支所	くみあい標準配合飼料 スーパー モーレット ほいく	平成10年7月	16.6	3.4	3.4	4.6	0.74	0.50	14.1	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社 神戸工場		くみあい標準配合飼料 モーレットグリーン	タ	18.2	4.6	5.3	5.6	0.78	0.52	13.3	
		くみあい配合飼料 モーレット	タ	22.0	5.0	3.8	5.6	0.78	0.52	12.8	
		くみあい養豚配合飼料 ウルトラBペレット	タ	17.4	4.8	2.7	4.3	0.58	0.53	13.3	
東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合 東伯チキンセンター	東伯郡東伯町大字中尾 93-3 東伯町農業協同組合 東伯チキンセンター	フェザーミール	平成10年8月	83.2			1.7			9.3	
茨城県鹿島郡神栖町 鹿島飼料株式会社 鹿島工場	東伯郡東伯町大字徳万558-1 東伯町農業協同組合	マルニ印配合飼料 東伯マッハA	タ	22.9	3.1	0.3	5.6	0.93	0.67	10.6	
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場		マルニ印配合飼料 東伯マッハB	平成10年7月	18.7	5.9	2.6	5.1	0.88	0.64	12.7	

倉敷市 西日本くみあい 飼料株式会社 水島工場	東伯郡東伯町大字保37 大山乳業農業協同組合	くみあい配合飼料 和牛もりもりいくせ い(EX)	平成 10年 8月	16.7	3.1	7.8	6.5	1.19	0.55	12.0	
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場		マルニ印配合飼料 カーフグロワーS	〃	14.7	3.2	5.4	5.9	1.07	0.50	13.4	
		イトーチュー ブロイラー物語 すくすくS	〃	22.1	6.7	2.8	4.6	0.76	0.62	12.1	粗たん白質 0.4%不足 カルシウム 0.04%不足
神戸市 全国酪農業協同組 合連合会関西飼料 工場		ドライアシスト	〃	22.8	2.9	3.1	3.8	0.20	0.45	12.5	
碧南市 株式会社東海全畜 産配合飼料公社配 合飼料工場		ニューラクビーフ 前期	平成 10年 7月	14.3	3.5	5.4	5.1	0.64	0.51	13.1	
神戸市 全国酪農業協同組 合連合会関西飼料 工場		ニューメイクスター	〃	20.9	2.7	4.0	5.8	0.82	0.53	13.6	
		全酪新チャンピオン	平成 10年 8月	18.3	3.1	4.5	5.5	0.76	0.57	13.3	
		メガプローネ90	〃	31.6	8.8	3.2	6.7	1.30	0.50	11.3	

注1 飼料の名称の欄中「(規)」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

注2 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足を示す。

鳥取県告示第六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する種類
換地計画書の写し
縦覧に供する期間

二 平成十年十月七日から二十日間
縦覧に供する場所
大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定に告示する。
その関係方面は、平成十年十月六日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区間		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		変更前	変更後		
船上山赤崎線	東伯郡赤崎町大字山川字寺ノ條 二六一地先から同町大字宮木 字サナシ垣二六三五地先まで	一〇・〇~ 三九・〇	一、七一〇・〇	一、一・〇~ 一、七一〇・〇	一、七一〇・〇
東伯郡赤崎町大字山川字寺ノ條 一〇一一地先から同町大字宮木 字サナシ垣二六三一地先まで	五・二~ 二九・〇	一、五六四・五	一、七一〇・〇	一、一・〇~ 三九・〇	一、七一〇・〇
東伯郡赤崎町大字山川字寺ノ條 二六一一地先から同町大字宮木 字サナシ垣二六三五地先まで	一一・〇~ 三九・〇	一、七一〇・〇	一、七一〇・〇	一、一・〇~ 三九・〇	一、七一〇・〇

鳥取県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年十月六日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年十月六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

路線名	区間	供用開始の期日
三二三号 倉吉市和田字北田二七〇一地先から同市和田字奥岩 井谷五〇三地先まで	平成十年十月六日	平成十年十月六日

平成10年9月10日に実施した平成10年度林業改良指導員資格試験に合格した者は次のとおりである。

平成10年10月6日

原田知巳	足立亘	藤田典子	大石幸司
米原典子	後藤岳史	井上裕司	

鳥取県知事 西 尾 四 次
